

第477回（定例）福崎町議会会議録

平成30年3月23日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年3月23日、第477回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可をいたします。
4番目の質問者は、富田昭市議員であります。
質問の項目は
1、仮想通貨について
2、学校での心肺蘇生教育の普及・推進について
3、所有者不明の土地について
4、就学援助の取り組みについて
5、バリアフリー化について
以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 皆さんおはようございます。議席ナンバー11番、富田でございます。さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

内容はただいま議長のほうからご案内がありました5項目について、順次進めてまいります。

1点目は、仮想通貨についてであります。仮想通貨は、インターネットで取引され、通貨のような機能をもつ電子データで、簡単にネット上で取引されまして、交換所で換金できるようではありますが、一歩間違えれば、莫大な資産が流出し、被害にあった顧客は世界中でたくさん出ているようでございます。

仮想通貨元年と言われた2017年、多くの方が仮想通貨で収益を上げました。しかし、年が変わり2018年、これまでの高騰を続けてきた仮想通貨は、軒並みに暴落していったのです。たくさんの方が飛び交うこの世の中、余りに誤った情報に左右されている方が大勢いるのではないかなというふうに考えられます。

仮想通貨交換業者、コインチェックから、巨額の仮想通貨が流出した事件は、利用者の保護、交換業者への規制、サイバー対策などの課題を浮き彫りにしたわけでございます。通貨のような機能を持つ電子データで、日本円や米国ドルなどの法定通貨に比べ、迅速かつ容易に支払い決済など、利用できるメリットがあり、現在も1,500種類以上あるといわれ、専門の交換所で換金ができるようでございます。

代表的なのはビットコイン、イーサリアム、リップルなど、法定価格とは異なりまして、国家や中央銀行による信用の裏づけはなく、その価値を信じる人たちの間だけで通用すると、このように言われているわけでございます。

このようなことから、行政として、利用者、住民を守るための安全管理対策などについて、お尋ねをするものでございます。ご答弁をお願いいたします。

地域振興課長 仮想通貨の安全管理に対しましては、金融庁、それから消費者庁、警察庁で安全のための対策という形で定められておりまして、法の制定ですとか、そういった部分で交換業者の登録制度を用いるなど、安全な対策を講じているところでございます。

また、利用者にも十分な理解をした上で取引をしてもらうような喚起も行ってきているところであります。

富田昭市議員 仮想通貨は決して通貨ではないわけございまして、日本銀行では仮想通貨というふうに表現をされているわけでございます。それは、通貨には一般的には三つの特徴があるわけでありまして、一つ目は、商品の値段を何円という、そういう価値の尺度、二つ目は、これを渡せば何円で物が買えるということなんですね。そして、もう一つは、やはり、資産を蓄える価値の貯蔵手段というふ

うに言われてあるわけでございます。

残念ながら仮想通貨には、三つとも備えているわけではありませんが、今回コインチェックの問題を通じまして、交換業者に財産を預けることへの信頼が大きく揺らいでいるのではないかなというふうに考えられます。

交換業者が不正なハッキング行為を受ける、利用者が預けていた財産は戻ってこない可能性が広がっているというふうに考えられます。

このような仮想通貨の流出問題は過去にもあったのでしょうか。お尋ねをいたします。

地域振興課長 仮想通貨の流出問題につきましては、平成26年にマウントゴックスが約470億円分のビットコインを消失させる事象があったほか、海外においても、仮想通貨の不正な資金流出があったと認識をしておるところでございます。

富田昭市議員 私も調べたんですけども、やはり4年前、要するにその2014年ですか、約その470億円のビットコインが消えたという形でもって、日本の交換業者マウントゴックスの問題が記憶に新しいところでございます。韓国でも昨年、交換業者、ユービットがハッキング行為を受けまして、総資産の、すなわち18億円相当が流出しまして、破産に追い込まれたという例が挙がってきているわけでございます。

近年では、一部の仮想通貨で商品やサービスが購入できることをアピールしている企業もあらわれてきました。しかしながら、企業側の財布にそれがふえるわけではなくて、交換業者に換金してもらった円が入金されるだけというふうにいわれているわけでございます。

なぜこのような仮想通貨が急増したのか、これはどのようにお考えか、当局のお考えをお示し願いたいと思います。

地域振興課長 仮想通貨の取引が急増しました理由としましては、仮想通貨と法定通貨を交換する仮想通貨交換業が登場したことで、利用が容易になったことや、投機目的で保有する人が増えたことが原因だと考えております。

富田昭市議員 なぜ私がこのように言うかといいますと、その仮想通貨は特質上、世界的なテロとか、あるいはその犯罪組織のマネーロンダリングといまして、犯罪などで得たお金を、その汚れた資金を、あたかも新しい、正当でもってもうけたお金というような形でもって、取引されました。そして、その資金が洗浄されて、悪用に使われているというようなことが浮き彫りになっているわけございまして、このようなことから、法律面でも仮想通貨はどのように取引環境が整備されていくのか、行政の認識を求めるものでございますけれども、それについてはいかがでしょうかね。

地域振興課長 平成29年4月から施行した改正資金決済法で、仮想通貨交換業者に四つの義務を定めています。登録制の導入や、利用者への適切な情報提供、利用者財産の分別管理や取引時確認の実施が求められていますが、そのほかにも仮想通貨交換業者が、これらの義務に違反するなど、違法行為があったときには、金融庁財務局から業務改善命令や業務停止命令を出せるようになっております。

富田昭市議員 この項目の最後の質問になりますけれども、今回のコインチェック問題を通じまして、交換業者に財産を預けることへの信頼が大きく揺らいでいるのではないかなというふうに考えられます。交換業者が不正なハッキング行為を受けると、利用者が預けていた財産が戻ってこない可能性があるとの不安が現在広がってきているわけでございます。通常、財産を預ける業者が、さまざまな安全対策を講じているし、制度的な取り組みもある。例えば銀行は各種検査が厳しい免許制でありまして、金融危機等で倒産した場合は、利用者の預金は預金保

險機構によって保護されています。証券会社にも同じような制度があって、取引をされているわけでございます。このようなことを考えますと、仮想通貨がいかにか危険なのかわかると思います。今後、業界や企業で適切なルールを定めておく必要があり、仮想通貨取引の信用性と責任が今問われているのは事実でございます。

そのようなことから、今後の仮想通貨を取り巻く課題は何かをお示し願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域振興課長 仮想通貨の問題点といたしましては、顧客保護やマネーロンダリングへの体制改善を努めるとともに、法整備が追いついていないことが課題だと言われているようですが、特に利用者を守るための適切な情報提供として、トラブル防止に向けての内容を理解した上で、取引を行ってもらえるなどの改正資金決済法の徹底が重要だと考えております。

富田昭市議員 わかりました。

それでは、2点目の質問に入っていきます。2点目の質問は、学校での心肺蘇生教育の普及・推進についてでございます。

突然の心肺停止から命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があるとしまして、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

平成16年に一般にAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されているのは事実でございます。しかしながら、いまだなお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも、毎年、全国では100名近く、児童生徒の心肺停止が発生をしているわけでございます。

その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のようにAEDが活用されずに救命できなかった事例も複数報告されているわけでございます。

そのような状況の中、既に学校における心肺蘇生教育の重要性について、認識は広がりつつありますけれども、平成29年に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科保健分野では、応急手当を適切に行うことによりまして、障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げまして、実習を通して、応急手当ができるようにするというふうに明記されているものでございます。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ますと、全児童対象にAEDを含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成27年度の実績では、小学校で4.1%、中学校では28.0%、高等学校では27.1%と非常に低い状況にあるわけでございます。

そこで伺いますけれども、本町では児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育の取り組みについて、初めにお伺いをするものでございます。

学校教育課長 児童生徒についてであります。小学校の学習指導要領では、けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにするとの記載となっており、心肺蘇生やAEDについての直接の言及はございません。そのため、現在は資料による授業を行っている小学校がございまして、訓練を行っている小学校はございません。

中学校では、学習指導要領に基づき、生徒に対して訓練も含めた教育の取り組みを両校で行っているところでございます。

富田昭市議員 全国に比べまして、非常にこう進んでいるなという感じがいたします、福崎町は。そこで、A E Dに関する教育の普及・推進を進めるために、要するに現在、小中学校におけるA E Dの設置状況、さらには教職員へのA E Dの講習実施、このようなことは実際具体的に取り組んでいるのでしょうか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長 全ての小中学校にA E Dは設置をいたしております。また、社会体育用として、全ての小中学校の体育館にもA E Dを設置をしております。教職員の状況でございますが、プールの開始前や、アレルギーによるアナフィラキシーショック対応の一環として、毎年全員が訓練を行っております。また、これまでは町全体で保有していたマネキン2体により訓練を行っていたところでございますが、平成29年度、今年度に訓練用のA E Dトレーナーとマネキンという機械つきのダミーのセットを2セット購入させていただき、より実践に近い形での訓練を始めているところでございます。

また、P T Aにつきましても、プール当番等を念頭に、プール開始前に講習受講と訓練に参加していただいているところでございます。

富田昭市議員 今までに小中学校におけるそういう心肺停止とかいう、そういうようなことは一度もなかったのでしょうか。確認のためにお尋ねをいたします。

学校教育課長 本町では現在のところございません。

富田昭市議員 今後とも学校での危機管理体制を拡充しまして、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは、喫緊の課題と考えているわけですが、この点については福崎町はさらにこの推進を進めてもらいまして、安全教育を求めまして、この質問については終わりたいというふうに思います。

3点目の質問は、所有者不明の土地についてでございます。

平成28年度の地籍調査におきまして、不動産登記上で所有者の所在が確認できない土地の割合は全国では20%に上るということが明らかになってきております。また、国土計画協会所有者不明土地問題研究会は、2040年には、ほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明の土地が発生するというふうな予測をしているところでございます。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応がありまして、所有者の氏名とか、あるいは住所を調べてもわからなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで、収用決裁を申請できるわけですが、探索など、手続きに多大な時間と労力が必要となっているところでございます。当町の地籍調査では、そのような所有者の不明の土地はなかったのか、お尋ねをするものでございます。

農林振興課長 平成20年度から再開しております山林の地籍調査事業におきまして、現在まで所有者不明の土地は21筆ございました。

富田昭市議員 所有者不明の土地は、何代も相続登記をしないまま放置された土地の場合には、相続人が100人を超える例もあるという形で、全員の合意を得るためには、探索など多大な時間とコストが必要になりまして、どこの自治体でも放棄状態のままのようでございます。しかしながら、やはりこれも一つずつ解決していかないことには、これは大変なことになると思うんですよね。冒頭に申し上げましたように、北海道の面積720万ヘクタールのそうした土地が2040年には発生するのではないかとということが予想されていますので、その点をやはり時間の許す限り、一つずつ各自治体で潰していくということが、私は大切ではないかなというふうに思うわけで、先ほどは21筆ですか、あったのはね。それでそれらについての調査、取り組みはどのようにされてますか、現在のと

ころ。

農林振興課長 それぞれの住所に書いてある市町に公用で要求をしておりますけれども、残念ながらデータの保存期間が過ぎておるので、記録はないということで返ってきておまして、そのほか、集落の区長、それから、古い方、親戚の方にこの土地について、所在者がわからないかというようなことをお願いしておりますけれども、わからないままになっております。

富田昭市議員 その調査で判明した所有者不明の土地は、山林なのか、田畑なのか、あるいは住宅地なのか、要するに不明土地の発生の予防とそのような推進は進められているのでしょうかね。現在のところどの地域なんですか。今言ったその山林とか田畑とか宅地とか、まずその区分から。

農林振興課長 不明土地につきましては、山林の地籍調査をしておる中の雑種地という扱いになっておりますけれども、実際は、山林のような現況となっております。

富田昭市議員 空き家とは別に、山林や田畑の放置は非常にこう大きな問題となっているわけでありまして、空き家はまだ見える状況なので問題視されていますけれども、実は、土地のほうがもっと深刻な状況なんですね。やはりその権利が見えないものなので、山林とか田畑など、ふだんは余りその目にしないところが、大きな問題になっているというふうなことが言われているわけでございます。山間部などで樹木が伸び荒れ、そして山林や原野になった田畑は、民有地か国有地かという、その境もわかりにくい状態があると思います。その上、その登記が明治時代にされたものが多いというふうなことも結果としてあらわれておまして、やはりそういうふうなことが非常にこう深刻な問題になっているわけでございます。合理的な探索の範囲とか、あるいは有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の確認はできないのか、その辺はどうなっておりますか。確認したいと思います。

農林振興課長 残念ながら先ほど答弁させていただきましたように、データの保存期間というのが各市町で決められておまして、5年以降たつと、公開できませんというようなことで、返事が返ってきております。国のほうでは住民基本台帳法の施行について、取り扱いをもう少し永久的にしたらいいのではないかというような、そういった課題を挙げて、検討しているというふうに聞いております。

富田昭市議員 それではこの項目の最後の質問に入らせていただきます。今後も地籍調査を進めていけば、所有者不明土地は出るというふうに私は考えております。昔の人は書籍による家の相続はしても、山や田畑は税金の手間がかかるから不要だと、あるいは、相続を拒否しているところがたくさんあるわけでございますね。最近におきまして、私も、ある地域を回っていますと、家は残しといて、田畑だけ売りたいんだというふうになっているわけですが、何か最近では家も土地も一緒にないと購入してもらえないというようなことから、非常に困っている住民の方もいるわけなんですね。その辺もやっぱりそのいろんな法律の整備なんかも必要ではないかなというふうに考えていますけれども、これは上位が決めることなので、なかなか町のほうでは決められないと思いますけれども、やはりそういう相談にも乗っていただきまして、やはりこう前へ進んでいけるような、そういう取り組みが必要ではないかなというふうに考えられます。

そして、国では、所有者不明の土地が増加しまして、経済損失が膨らんで、事態を解決するために、政府は今年度、平成30年度からスタートさせる新制度の概要が出されまして、行政が民有地を含めた必要に応じて使用できる土地収用法に特例を定めるほか、土地財産の管理に市町村長の権限を強めるなどして、土地活用に向けた手続が迅速にできるようにする法律の改正を目指しているよ

うであります。

そうなりますと、非常にスムーズにその市町の中でそういう取引とか、管理ができるのではないかなというふうに思います。即、国のほうでは進めてもらいたいなというふうに思うんですけども、そのようなことから、今後、所有者不明土地を公共事業の利用促進を求めるものでありますけれども、当局の見解を求めるものでございます。

まちづくり課長 今、ご紹介のありました国の特別措置法の案では、所有者不明土地を地域住民等の福祉または利便の増進に資するような事業について10年間の利用権を設定する仕組みなどが創設される予定でございます。こういった法整備がされれば、町におきましても必要に応じて活用を検討してまいります。

富田昭市議員 それでは、次の質問に入ります。

4点目の質問は、就学援助の取り組みについてでございます。

経済的に就学が困難な世帯、要保護と準要保護世帯に向けた就学援助費については、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されていたものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたために、その費用は入学後の支給になっていたわけなんです。今般、文部科学省は、その要保護児童生徒援助費助成金要綱を平成29年3月31日に改正しているわけでございます。就学援助要保護児童のランドセル購入など新入学時児童生徒学用品費の単価を従来の倍額の小学校では2万470円を4万600円とか、あるいは中学校におきましては、2万3,500円を4万7,400円にすることを加えているわけでございます。また、文科省からはこの改正に合わせ、平成30年度から予算措置、補助率2分の1を行うとの通知がされたと思いますが、本町の就学援助の取り組みはどのようになっているのかをお尋ねするものでございます。

学校教育課長 平成30年度入学児童生徒までは、これまでのとおり入学後に新入学学用品援助を行う予定としておりますが、平成31年度入学児童生徒からは、入学前に支給できるよう、このたびの平成30年度予算に計上をさせていただいているところです。

富田昭市議員 31年度といたら来年の4月以降になるん違います。平成31年の4月までに支給されないと、平成31年の入学には間に合わないということになるんじゃないでしょうか。ちょっと課長、今、間違っただと違います。要するに、本年度やっという、本年度の予算では結局計上されて、後でまた言いますが、その辺の結局ね、違いが、1年ずれ込んでしまいますのでね、要するに、平成30年度に予算をあげて、平成31年の入学時に合わせて支給するようになりまして、来年の4月前、平成31年の1月から3月までの間に支給できますかということを確認したいんですけども、その点はいかがでしょうか。

学校教育課長 議員のおっしゃいますように、平成30年度の予算です。このたびに計上させていただいている予算で、平成30年度の新入学学用品援助と、31年度の新入学学用品援助の2カ年分を計上、既にさせていただいているところでございます。

富田昭市議員 今年は、平成30年度では、就学援助の対象となる要保護、準要保護者世帯の小中学生の該当する人数は何人いるのでしょうか。お答え願います。

学校教育課長 2月1日現在、平成29年度の方でございますが、小学校の準要保護児童は60人、要保護児童は2人、中学校の準要保護生徒は41人、要保護生徒は2人となっております。

富田昭市議員　それで、昨年までの新入学児童及び生徒の学用品の費用は、福崎町が取り組んでいたその支給時期ですね、それは、入学後、いつごろ支給されていたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

学校教育課長　入学後の7月としておりました。

富田昭市議員　町内には今課長言われましたように、生活に困窮している非課税の児童も多いわけでごさいます、そのお金の使い道におきまして、やはり入学前に支給されたら、本当に助かるのではないかなという感じがしますので、来年度におきましては、しっかりとその点の対応をお願いをしておくわけでごさいます。

そして、先ほど言いましたけれども、今年度の予算書の教育費の266ページ、これは委員会でもいろんな形でもってご質問があったと思いますけれども、その中におきまして、この扶助費としては597万6,000円が計上されているわけなんですね。そのときに、いろんなことが課長のほうからお話されまして、結局、学用品とか修学旅行費、あるいは医療費援助、新入学児童の学用品の援助とか、給食費、PTA会費という形のそういう項目がこの266ページに載っているわけなんですね。そして、それぞれ金額が出ておきまして、人数分を若干、ちょっとこれ私走り書きにして書いたんですけども、ちょっと私が言いますけれども、間違っていたら言ってくださいね。この学用品等における金額につきましては、109万2,000円、そして人数が58人というふうに言われました。そして、これは1人当たりになりますと1万8,828円になるんですけども、この点は間違いないでしょうか。今持ってます、書類は。

学校教育課長　58人につきましては、そのとおりでごさいます。準要保護の1年生の単価は1万2,240円、準要保護の2年生から6年生は1万4,400円という単価になっております。

富田昭市議員　委員会のときも、これは一般質問で取り上げますからと言ってますので、課長のほうもちょっと調べておいてもらったのかなと思いますけれども、そして、その修学旅行におきまして、34万9,000円が計上されているわけなんですね。これも別に14人が載っておりまして、その金額が1人頭、今2万4,929円という形になるんですけども、この辺も間違いないでしょうか。

学校教育課長　先ほどの項目もそうなんです、特別支援学級の児童生徒については、予算委員会でもこのたびでもちょっと含めていない人数となっております、ちょっと単価がずれてまいります。修学旅行費の援助につきましては、単価は2万2,000円という形で、それが上限となっているところでごさいます。

富田昭市議員　予算ですからね、別にかっちり合わなくてもいいんですけども、要するにそのような形で、人数が言われて、その金額が提示されたわけでごさいますので、やはりある程度はそのような方向性をもって行って、それは結構なんです。一般質問でごさいますので、確認をしながら今後そのように進めていただきたいと思います、質問させてもらってるんですけども、やはりこういう中におきまして、一つのくくりとして、結局こういうふうな予算が書かれていますので、現場におきましては、またそれぞれの分野において、支給されますので、それはそんなに細かくはできませんからね、まあいいんですけども、やはりその辺についても、そういう要保護、準要保護ですね、そういう方々の対応にしっかりと対応のほうお願いしておきたいなというふうに思います。

そして、学用品については、やっぱりその早い時期に該当者に支給するようお願いしたいんですけども、その点はどうなっております。

学校教育課長　現在のところは入学前の3月の下旬の支給を目指して事務の構築を図っているところでごさいます。

富田昭市議員 この扶助費につきましては、準要保護児童生徒に対する新入学の児童生徒の学用品費という形でもって対応していくわけですが、今後、その文科省の通知に従いまして、その単価の変更及びその入学前からの支給については、本町においてもしっかりと判断をしていかなければいけないというふうに思います。

私は今回のこの国における改正の趣旨に、本町における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合に、平成30年度から実施できるように準備を進めることが重要だと考えておりますけれども、その点については準備は進めているのでしょうか。お願いいたします。

学校教育課長 国の通知におきまして、単価につきましての記述といたしまして、多くの市町が国の補助金の予算単価に準じて、準要保護の単価設定を行っていることを踏まえ、今後各市町で準要保護の単価が充実されることが期待されますというような文書が平成29年12月15日付でも出ておるところでございます。平成30年度の当初予算では、郡内の町は従前と同じ単価、福崎町含めてしておるところでございますが、今後、他市町の動向も見ながら進めてまいりたいと思います。

富田昭市議員 はい、了解です。

それでは、5点目の通告、バリアフリー化についてお尋ねをいたします。

この新バリアフリー法の施行から10年以上が経過をしまして、バリアフリー化は一定の程度進展を見せているところでございます。急速に少子高齢化が進む中で、地域の一体的なバリアフリー化のニーズはますます高まっているわけでございます。本町におきましては、さまざまな事情があると思っておりますけれども、基本構想の作成などはどのように進んでいるのか、お尋ねをするものでございます。

まちづくり課長 バリアフリー新法によります基本構想の策定につきましては、法第25条で市町村は基本構想をつくることのできる規定となっております。平成28年度末では兵庫県下で川西市や西宮市、播磨町など、7市1町で策定をしておりますが、その他の市町では策定予定はなしとなっております。全国的に見ましても、294市町村が482の基本構想を作成しております。

本町は現在のところ基本構想の策定予定はございませんが、駅南幹線や福崎駅田原線、交通広場などは、移動等円滑化のための必要な道路の構造に関する基準でありますとか、県の福祉のまちづくり条例を遵守して設計をしております、バリアフリー化の対応をしておるところでございます。

富田昭市議員 このバリアフリー化の推進につきましては、平成18年の12月議会で、庁舎内のバリアフリー化についてお尋ねをしております。当時の総務課長が答弁をしてくれまして、現状の施設がバリアフリー化まで想定された建物ではございませんので、構造上基準に適合しようとしても、できないところも多くありますというふうなご答弁をされております。これ、議事録に載っておりますので、今日これ持ってきました。そういう形でもってご答弁をされまして、なかなか結局ね、厳しい状況は十分わかってるんですよ。わかっています。わかっているんですけども、なかなか進まないの、やはり、再度このように、しつこくご質問をさせていただくわけですが、やはり、この庁舎におきましては、1975年ですか、昭和50年に完成をしまして、今年で44年目を迎えるわけでございます。耐震補強とか電気設備の改修、あるいは階段の手すりとか、身体障害者用のトイレの改修とか駐車場とか、いろんなことをしていただきまして、非常に福崎町の庁舎にも行きやすくなったという声が出ているのも事実な

んです。事実なんです。ところが、庁舎を見てみると、やはり、この3階にも雨が漏ってきたり、またあるいは電気設備は最近やりましたけども、やはりいろんな不備の点がたくさんあるわけなんです。やはり、1階におきましても、段差の解消等もできていませんし、やはりその点も結構、そんなに私はお金かからないのではないかなというふうに思いますけども、やはりそういうその身体に障害を持っている方に優しいその整備が必要ではないかなというふうに思うわけでございます。

やはり、このことについても、やっぱり順次計画をしていただきながら、やっぴいかなければ、ずっとこのままでいくんじゃないかなという気もしてなりません。ですから、毎年結局ね、予算も組んでいますので、その辺の予算計上もしていただいて、年々変えていくんだと、やはり長い間庁舎を使っていくためには、やはり直さなければ、使えない部分も出てきますので、直したらまた使えますので、これ人間と一緒にですね。病気になってほっといたらもう死んでしまいますのでね。やはり、しっかりと直してもらえれば、また寿命を延ばすこともできるし、しっかりとその辺も検討していただいて進めてもらいたいなというふうに思うわけでございます。

そういう中で、今、パラリンピックも終わりました、非常に日本人のそういう方々は頑張りました、前回よりも多くのメダルを獲得し、非常に私たちに感動を与えたり、勇気とかやる気もいただいたわけでございます。そしてさらに、最近町長がNHKのテレビに何回となく出て、自分が言っていることをですね、要するに福崎町のPRのような感じもするわけなんです。やっぱりその妖怪の町・福崎町、もち麦の町・福崎町という形でもってどんどんと新聞とかテレビ等で報道されていけば、自然と福崎町に全国からだんだんと人が、観光客が集まってくるのではないかなというふうに思うわけなんです。そういうために、やはり、地域全体、高齢化がどんどん進んでいく中でもって、そういう中で、しっかりとしたですね、バリアフリー化をしておいたら、ああ、またあの町に行ってみたいなという気持ちになろうかと思うんですね。そのためにもですね、やはり庁舎だけではなくして、地域全体をですね、そういうバリアフリー化にできるような感じのまちづくりも大切ではないかなというふうに考えますけども、その辺のお考えはどうでしょうかね。お尋ねいたします。

総務課長 議員言われますように、施設、町の施設につきましては、今までもこのバリアフリー化対策につきましては、先ほど議員も言われましたように、トイレ、また手すりとか、また障害者用の駐車場、そういったものにつきましては、随時整備をしてきたところでございます。しかしながら、一番の問題になっております、庁舎でしたらエレベーター、文化センターもやはり利用者が多いので、そういったエレベーターの要望というのは聞いております。しかしながら、先ほど議員が言われましたように、施設自体がそういう構造になっておりませんので、エレベーターだけをつけても通路が狭かったり、それから、部屋に入る入口が狭かったりということで、そこら辺も一緒にこう整備しなければならぬということで、巨額の資金が必要になってくるということも事実でございます。

そういった中で、国の補助メニューなどを注視しながら、それがあればいつでも対応できるような体制は今後とっていきたいというふうには考えております。

富田昭市議員 先ほども言いましたように、築44年ですからね、この庁舎の場合は。そして、まあ築50年を迎えるころには、やはり今から計画をしておいて、そういったような形で新庁舎ができるような感じの計画ね、計画だけ、そういうのはやっぱりこう大切ではないかなというふうに思うんです。非常にお金がかかって、

大変ですけども、やはり一つずつこう計画していきながら、取り組んでいくということも大切ではないかなというふうに思います。くどくど言いませんから、そういう形でもって、計画をぜひ組んでいただいて、すばらしい庁舎で、すばらしい多くの住民、地域の方々を迎え入れるような感じの、そういうことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

議 長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。
次、5番目の質問者は、石野光市議員であります。
質問の項目は

- 1、学童保育園について
- 2、生活保護見直しによる影響と就学援助について
- 3、役場駐車場について
- 4、スクミリングガイ（ジャンボタニシ）について
- 5、三木家の活用について

以上、石野光市議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、最初の項目は、学童保育園についてであります。

今年度は成人の日が1月8日であったことから、1月9日からの学童保育園は開設となりましたが、1月4日（木）から1月6日（土）までの3日間について、開設の要望を聞いたところであります。

1日間の対応は何とかできても、連続してとなると保護者の就業の関係で、子どもが終日1人で家にいることになる日を避けられない。あるいは、祖父母が近くにおられる家庭でも、祖父母の方の事故が起きないように見守るという点で、負担や管理に問題が出てくるという声をお聞きしています。この点での改善についての考え方はいかがでしょうか。

学校教育課長 年末年始の休園日は、12月29日から翌年1月5日までとしており、例年1月6日から開園しているところがございます。今年度におきましては、1月6日が土曜日でございましたので、通常の土曜日と同じように、センター方式で東部学童保育園での開園を行ったところがございます。

1月4日、5日の開園を希望する声があると伺ったところがございますが、これまでのところ、教育委員会や西部学童保育園、東部学童保育園では、ちょっと開園を希望する声を伺っていなかったところがございます。平成30年度におきまして、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けての5年に1回のアンケート調査を行いたいというふうに考えているところがございますので、その計画の中では、学童保育園の内容が含まれるものでありますので、アンケート調査の結果を踏まえて、考えてまいりたいと考えております。

石野光市議員 町内でもこども園では4日から開設が実際に行われておりまして、そうした関係からも、また、他市町の学童保育園の実施の状況などからも、1月4日からの開設を望むという声をお聞きしているわけでありまして、アンケートの調査実施を待って検討を進めていくという答弁でありましたが、ぜひ積極的な方向での取り組みを要望しておきたいと思っております。

また、福崎町の教育、平成30年1月で西部、東部学童保育園ともに利用人数が増加しているため、新たな実施場所の確保について、検討が必要であると記されております。具体的な検討、対応策の方向性といったものは西部・東部それぞれの学童保育園について、いかがでしょうか。

学校教育課長 福崎町の教育、こちらは、福崎町教育委員会の事務事業評価報告書の名称でご

ざいまして、その中における議員ご指摘の内容は、評価委員の意見の一つでございます。委員の意見として、重く捉えているところでございます。

平成30年度におきましては、福崎町総合計画の基本計画の策定を予定しておりますところでございます。新たな場所の確保ということにつきましては、予算が必要になることも多いと思いますが、総合計画の基本計画を上位計画として、また、先ほど申し上げた子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査を踏まえて、31年度に予定している5年ごとの次期子ども・子育て支援事業計画の中で、西部、東部それぞれの学童保育園の対応策を定めてまいりたいと考えています。

石野光市議員 西部学童保育園では、小学校校舎の空き教室の利用、東部学童保育園では、敷地を、県民交流広場の一部利用というのでしょうか、すみ分けというのでしょうか、という形で敷地が設けられているという中であります。現状から、さらに踏み込んだ内容でのご回答はなかなか難しいかとは思いますが、西部、東部それぞれの対応の方向については、余裕はどのようにお考えでしょうか。

学校教育課長 これまで、これからの計画の中でということで、庁内では建築の担当なんかと、どうということが可能性として考えられるかという議論は始めているところではございます。平成30年度の対応といたしましては、これまでも答弁させていただいたことがございますが、東部学童保育園は隣接する田原県民交流広場の活用、西部学童保育園におきましても、隣接する福崎県民交流広場を活用させていただくことを考えているところです。

石野光市議員 利用する子どもたちにとっても、指導員の方の立場から考えても、一つの教室に過密な状態になり過ぎないように、適切な対応を望むところであります。抜本的な改善には予算も必要であるということもよくわかりますが、本当にその過密な状態というのは避けなければならないということもまた当然な内容であります。適切な対応方を求めておきます。

さらに、学童保育園の利用者への連絡・通知というものが、現状では入り口脇の掲示板のみとなっておりますが、今のように冬季などは暗くて見えにくい時間帯も発生しております。重要な内容、プライバシー保護が考慮されるべき内容などについては、パソコンで作成した文書での手渡しがお互いにとっていいものかと考えられます。教育の一環としての性格を担う施設としての文書管理や、系統的な指導の観点からも望ましいというふうには考えるものですが、いかがでしょうか。計画的な条件整備についての考え方はいかがでしょうか。

学校教育課長 パソコンやプリンターを学童保育園に配備するという考え方は、現時点では持っていないところですが、平成30年度の学童保育園入園申込を今月1日から始めている中、学童保育園の説明を記した平成30年度学童保育園のしおり及び入園申込様式につきましては、教育委員会及び西部、東部の両園に配置してお配りをさせていただいているところでございます。

その他の内容につきましても、議員が言われるような重要な内容については、プリントにてお配りすることは、教育委員会で文書を作成して対応させていただきたいと思っております。

議長 一般質問中でございますけれども、休憩をとりたいと思っております。

再開につきましては、10時40分とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分



議 長 それでは、再開したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

石野光市議員 今、担当の学校教育課長から、現状からの、パソコン、プリンター等の設置については計画がないというふうな答弁だったかと思うんですけれども、やはり、教育の一環を担う性格を持つ施設として、日々の出来事などをきちんと記録して管理をしていく、そのことで系統的な指導を目指していく、図っていくというふうな内容でありますとか、また、保護者に直接伝えるべき内容が発生したときには、適切なタイミングで、保護者に内容が伝えられるという、そうした面からも、パソコン、プリンターの設置というものは、目指されるべき内容であるというふうに考えるものであります。教育長のお考えはいかがでしょうか。

教 育 長 教育効果を高める、そういう施策は私たちは全力で取り組んでいかなければならないかなと思っております。今、言われているような件は、今の職員で、今の勤務時間内で、それをしようと思えばかなり無理がございます。ですから、課長答弁がありましたように、そういうことは教育委員会で文書を作って、そして記録をして、そのできたものを保護者に配っていくと、そういう形でとりあえず進めていきたいと、こういうふうに思います。

石野光市議員 当面はそういう方向で進んでいくということであろうかと思っております。条件が整った際には、やはりそうした方向も検討いただけたらというふうに要望しておきたいと思っております。

続いて、生活保護見直しが平成30年10月から実施されるとのことです。厚生労働省は、低所得者向けの47事業で、このことによる影響を受けると発表したことが報じられております。当町の各施策、事業への影響について、就学援助を初め、国保税や介護保険料などについても、生活保護基準見直しによって非課税世帯の範囲が狭められるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。具体的な内容はまだ把握しにくいかもしれませんが、考え方、方向性については、いかがでしょうか。税務課、学校教育課、健康福祉課、住民生活課にもまたがる問題かと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 平成30年1月19日に厚生労働省が発表いたしました生活保護基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響については、議員おっしゃいました47事業について、その影響を受けるとされております。このうち、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の自己負担額などの国の制度では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することとされておるところでございます。

個人住民税の非課税限度額や、それから、最低賃金につきましては、生活保護費のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものとされている生活扶助基準額、これを参考に定められておるところでございます。個人住民税の非課税限度額につきましては、前年の生活扶助基準額を参考に決められておりました。平成31年度以降、国で税制改正が検討をされております。限度額の見直しによりまして、非課税でなくなりますと、議員おっしゃいますように、介護保険料や高額療養費などに影響が出る可能性があるため、国の動向を注視しながら、慎重に対応をしていきたいと考えております。

各自治体の準要保護者に対する就学援助などの町単独事業については、国が取り組んでいる内容、趣旨を理解して、その上で取り組むこととされておるところでございます。

石野光市議員 具体的に就学援助については、各市町ごとの裁量の部分もあるかのような答弁

であったかと思うんですが、学校教育課長、その辺はいかがでしょうか。

学校教育課長 先ほど健康福祉課長が答弁された内容と同様になります。文部科学省の通知におきましても、準要保護者に対する支援は、あくまで町単独事業であることとした上で、生活扶助の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体において判断されたい旨の記載があるというのが現時点の状況でございます。

石野光市議員 全体として、現在の所得水準の方で、非課税世帯という形で一定の軽減策が講じられていたり、支給対象であった人たちがその枠から外れていくということは予測されるわけでしょうか。どの程度のものになるのでしょうか。まだわかりませんか。

健康福祉課長 内容につきましては、先ほど申し上げましたように平成31年度の税制改正と、5年に1度ということが生活扶助の見直しでされております。平成31年度の税制改正を検討すると記載があるだけでございまして、内容的には全然明らかになっておらないという状況でございます。

石野光市議員 平成31年度の税制改正を受けて動いていくというような内容であったかと思えます。やはり、生活を守ることが、政治の大きな課題であろうと思えます。最重要課題というふうにも考えるものであります。憲法の問題からしても、最低限度の生活が保障されなければならない。教育の問題についても、国や社会の責任として、教育を受ける権利を保障していこうというのが根本であろうというふうに思っております。そうした方向で、現況の所得水準の人が、引き続き課税等での軽減でありますとか、教育の関係の支給対象から外れていかないように、強く願うものであります。そうした方向でのご努力を強く要請するものであります。いろんな機会に、やはりそうした方向での働きかけというものも強めていかななくてはならないというふうにも私も思いますし、町としてもそういう考え方をお伝えいただきたいというふうにも思うところであります。

町長 先ほども教育の話が出ておりました。教育を受ける権利と受けさせる義務という形で義務化されておまして、これら等は全ての国民にかかっているわけがあります。そういう関係を含めまして、制度を変える場合、地方に影響をどのように与えるのか、その与える分野については、その財源をどのようにして地方に求めていくのか、地方が中央に求めるというものはないかといったような形が今後大きな動きとなってくるかというふうに思っております。それら等を見きわめながらということでもありますけれども、全国町村会でありますとか、市町長会でありますとか、そういったような形の中で、各活動団体がございますので、そういった中における分野で、意見等々あげてまいるものというふうに思っております。

石野光市議員 ただいま町長からご答弁がありました。ぜひそうした方向での一層のご精励をよろしくお願いいたします。

続いて、役場駐車場について、お尋ねをいたします。

来庁者の駐車区画が不足しがちで、区画外での駐車もたびたび起こっております。役場駐車場の舗装の透水性への改善と合わせて、駐車区画を増やす取り組みは速やかに検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長 議員が言われますように、役場内での会議が重なったり、期日前投票とか確定申告、そういった時期には、一時的に駐車場が満杯になるようなことも確かでございます。今、議員が言われましたように、庁舎敷地内において、駐車区画を増設すればよいのですが、今のところ、特に目立った苦情もなく、現状では一時的なものとして、対応策を進めるまでには至っていないのが現状でございます。

ます。限られた庁舎施設のスペースでございますので、そういった中で駐車場の増設場所の検討や多数の住民が出席されるような会議は、役場以外の施設を利用するなどのこういった対応策を含めまして、状況を見きわめていく必要もあるというふうには思っております。

透水性の駐車場につきましては、整備を決めた段階で同時に検討をさせていただきたいというふうには思います。

石野光市議員 多くの町の教育施設等で、透水性の舗装が導入されておりますもとの、役場駐車場がまだ透水性の舗装になっていないということで、やはり、強い雨が降りますと、長靴でなければ少し支障が来庁者にもあるというような現況があると思います。ぜひ、役場駐車場での透水性の舗装についても、できるだけ早く実施をしていただきたいというふうに要望するものであります。この点についてはいかがでしょうか。

総務課長 先ほど回答させていただきましたように、駐車場の区画等の増設、そういったところも含めまして、検討はさせていただきたいというふうに思います。

石野光市議員 多くの方が今年の投票日、期日前投票投票などで、雨天で、台風の影響もあって、大変難儀をされたという状況も見ておりますので、ぜひ、速やかな改善を求めておきたいと思っております。

続いて、農業施策として、スクミリンゴガイ、俗称としてジャンボタニシと呼ばれている貝が、現況として、姫路市山田町、香寺町内の水田等で見られると聞きます。田植え時にこの貝による食害が大きいと、大不作も起きるようであります。田植え後、二、三週間の時期が大変危険であるというふうにも言われているようであります。繁殖、拡散が当町内で起きないように、早目の啓発や情報提供が望まれると考えるものですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 議員ご指摘のとおり、ジャンボタニシが当町南の姫路市の水田で見られるようになったと報告を聞いております。南部から水路を遡上して、北部へ移動しているようであります。また、発生した地域での耕耘作業時にトラクター等に付着して拡大するということも考えられます。卵が多数が固まった卵塊を形成しまして、鮮やかなピンク色をしているので目立ちます。防除方法は、浅水管理による食害の回避や薬剤の散布があります。今後、移動の可能性のある集落の区長様や営農組合、発生している地域で耕作している方を対象に注意喚起と対策を示したパンフレット等を配布させていただきます。また、地域から要請があれば、説明会にも出席させていただきますので、よろしく申し上げます。

石野光市議員 こうしたものは、本当に状況が悪化する前に、事前に対策を知らせて、被害が最小限で推移していくように望むものであります。幸い、今年の1月、2月の冷え込みなどで、この貝にとっては生息条件が厳しかったようで、全体としてこの貝の拡散でありますとか、食害といった被害が収まればというふうにも思うものですが、引き続き警戒のための、また対策等についての、先ほど課長から答弁がありましたとおり、情報提供や啓発に努めていただければと願うところであります。

また、稚貝について、手で直接触ったりすると、毒性があるというふうなことも聞いたりいたします。子どもたちにもそうしたことについての注意喚起もこれから必要になっていくのかなというふうにも思ったりしておりますので、そうした点も合わせて、検討いただければというふうに思うところであります。よろしく願いいたします。

三木家の活用について、お尋ねいたします。

せっかく多額の予算を用いて整備されたわけでありますから、年間を通しての

さらなる活用を望むという声をお聞きいたします。町内でもこの間の生活様式の変遷という点で、町の合併した昭和30年代前半までは古来の生活様式、特に顕著なものとして、正月飾りとして屋内でも餅花や小判、千両箱、さいころ、鯛などの絵を紙に描いたもの、そうした紙飾りなどを一緒に飾る家庭もあったようでありまして、全国に広がっていた養蚕を家庭でされていた例もあるようであります。また、多くの農家で牛が耕作のために飼われていましたが、こうした習俗や家屋の用いられ方についての紹介を積極的に行う企画の検討、当時の年間行事の紹介などの検討についてはいかがでしょうか。

社会教育課長 県指定文化財、大庄屋三木家住宅につきましては、今年度は公開の初年度ということで、地方創生推進交付金を活用いたしまして、コンサート、五月人形展、建造物見学会、講演会等、1年を通してさまざまなイベントを実施してきたところです。現在も2月10日から「わが家のひな人形展」と題しまして、ひな人形16組を展示しているところでございます。

また、平成30年度におきましては、4月から町美術展におきまして、数々の町長賞を受賞されております鈴木みゆきさんの作品を一堂に展示する個展を企画しております。

議員ご提案の餅花や繭玉といった正月飾りの展示も、企画の参考とさせていただきまして、また、さまざまな取り組みを試みたいと考えております。

石野光市議員 今、申し上げましたとおり、昭和30年代半ば、1960年ごろを境に、大きく町内でも生活様式の変化が見られた。また、養蚕というふうな全国的に広がっていた、そうした産業も衰退をしていったというふうな点、また、農業の中で機械化が急速に進んでいったというふうな大きな変換期であったというふうに思います。こうしたことについて、また、正月というものが本当にその当時までは年間でも最も重要な行事として、鯛をかたどった生菓子や砂糖菓子を鏡餅とともに床の間などに飾るといったふうな光景も見られたわけですが、急速にそうした光景も見られなくなっていったと。こうした記憶を持っておられる方が相当、今、年配の方に限られるようになってきた今日、そうした記憶を記録し、伝承していく取り組みも注視されるべきものと考えております。教育長について、この辺の問題についてのご所見をいただければと思います。

教 育 長 先ほど課長が答弁しましたように、三木家で古くから使われていた五月人形展とか、ひな祭り展、こういうふうな伝統的な行事もその一環として公開しておりますし、議員の皆さん方からもっと町民に開放した、そういう三木家をつくってほしいということで、今回、町内の方の個展を開くと、そういうふうな方向で、できるだけ多くの方に三木家を活用してもらいたい、利用してもらいたい、もっと言えば、見に来てもらいたいと、そういう気持ちであります。

石野光市議員 柳田國男生誕の地として、先生の目指された内容というのは、やはり継承して、今できる、そうした問題についても、課題についても、積極的な取り組みが望まれるというふうに考えるところであります。さらなるご精励を期待して、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、福崎駅前周辺整備と今後のまちづくりについて
- 2、国保問題について
- 3、農業問題について

4、交通安全対策について

5、教育施設整備について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

福崎駅周辺整備につきましては、長年の懸案事項でありましたが、この30年度で最終年度を迎えます。ここまで進んできたことに関係する皆さんの協力と、そうして関係者の努力に感謝と敬意を表するものであります。形が見えてきたことにより、期待もまた高まっています。投資効果が上がる駅前になってほしい。高齢化の進行もあり、身近に買い物ができ、利用しやすい福崎駅、あるいはJRであってほしいとの声が大きく広がっていったところであり、委員会でも議論になり、お聞きもしていただくところではありますが、非常に興味も高いものでありますので、改めて本会議で当局の所信をお聞きしたいと思っております。

さて、まず活性化とにぎわいの創出という点について、買い物のできる駅前周辺にしてほしいと、そのような声が非常に大きいというふうにいいたけれども、まさにそのとおりであります。そのような取り組みの状況と、そうして見通しについて、お聞きをしたいというふうに思います。

また、人の集う駅前ということで、本年度予算でも、新年度予算でも掲げられております、モニュメントの具体的な計画、あるいは軽トラ市、〇〇マルシェなどの規模と回数等についても、お聞かせをいただきたいと思っております。

技 監 それでは、私のほうから利便施設の誘致につきまして、ご回答のほうをさせていただきます。

利便性施設の誘致につきましては、平成29年度に商業施設用地の減免譲渡や減免貸付に関する条例を施行いたしております。そうした優遇策を講じたほか、平成30年1月17日に、福崎町商工会が主催するJR福崎駅周辺に伴う商業施設に係る説明会が開催をされております。出席者は47名ございまして、現在のところなんですけれども、そういった動きはあるんですけれども、具体的な話については、まだ伺っていないという状況でございます。こういったことを受けまして、今後とも商工会等の協力を得ながら、商業施設の誘致に努めてまいります。

以上でございます。

地域振興課長 駅前のモニュメントにつきましては、活性化とにぎわいの創出につながるものとして、動くカッパのモニュメントを整備しようと考えているところでございます。また、〇〇マルシェにつきましては、平成29年度、30年度と農林振興課で国の補助を受け、実証実験を行っているところであります。このあかりが消えないよう、地域振興課でも6月ごろから軽トラ市、〇〇マルシェの実施を考えております。

これらの事業につきましては、農林振興課との連携を図りつつ、出展事業者の意向等もあることから、今後の調整が必要となりますが、約10店舗程度の出店で、月2回程度実施したいと考えております。それに加えまして、夏時期には屋台の出店を計画するなど、地域のにぎわい創出に取り組み、民間での運営に係る仕組み構築に努めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 買い物のできる駅前というふうな点ですが、なかなかこれは民間だけにお願いするということで難しい部分もあると思うのですが、町で施設をつくって、テナント的に貸し出すとか、そういうふうな方向も含めて、幅広い形での検討というのはされてはいかかと思うのですが、その点についてはどうでしょう

か。

技 監 現在のところ、町が施設のほうを整備しまして、テナントに入っていただくというふうなところまでは検討のほうはしていない状況でございます。

小林 博議員 いろんな方式が考えられる必要があるというふうに思います。コンビニ等の誘致でもよいのではないかと、そういう町民の声もたくさんあるのですが、それらについての取り組みはされておるのでしょうか。

技 監 コンビニ等の誘致につきましても、いろいろなこれまでお話がございましたけれども、なかなか進んでない状況でございます。町といたしましては、コンビニだけではにぎわいの創出には少し欠けるのではないかと、というふうに考えておりまして、できるだけ複数のテナントを駅前に誘致をしたいということで、いろいろとお声がけをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

小林 博議員 いずれにしても、町の積極的な取り組みを求めたいというふうに思います。ある程度長い目で見てほしいという思いも私も町民の皆さんにも言うわけですが、やっぱりこの高齢化社会の中で、本当にこの駅前で買い物できるようにしてほしいという声は、もう広く広がっていております。そんな面で、特に強調をしておきたいというふうに思います。

そういう部分も含めて、道路問題というのは非常に重要な課題でありまして、この効果を高めていくためにも、駅田原線の延伸やら、それから、県道甘地福崎線の拡幅の問題でありますとか、駅を取り巻く幹線道路の整備ということが非常に重要になってこようというふうに思いますが、それらについても、前にもお聞きをいたしましたけれども、改めてその取り組みへの姿勢をお聞きをしたいと思います。

まちづくり課長 平成28年度に策定をいたしました立地適正化計画では、福崎駅周辺を居住誘導区域としておりまして、町といたしまして、住民に住んでいただきたい区域となっております。食品スーパーなどの利便性施設を誘致する一方で、民間の宅地開発を誘導するような幹線道路整備も重要と考えておりまして、新町の国道312号線から駅へ道路整備は投資効果が高いと考えております。

また、具体的に申し上げますと駅周辺へのアクセス性の向上を図りまして、狭小で危険な県道甘地福崎線の代替路線といたしまして、さらに福崎駅田原線を延伸しまして、千束新町線に接続させる必要性が高いと考えておりまして、平成30年度から都市計画道路福崎駅田原線の道路法線の見直しを開始いたします。これによりまして、安全かつ円滑な自動車交通の確保が図られて、路線バスやコミュニティバスの利用性の向上でありますとか、辻川界限への観光客の増加に寄与できると考えておるものでございます。

小林 博議員 県道の拡幅については、予定どおり進んでおるのでしょうか。

まちづくり課長 県道甘地福崎線の湯口踏切から北320メートル区間につきましては、平成29年度に設計の修正設計の予算をいただきまして、平成30年度から用地買収に係る予算を獲得を目指しておられると聞いております。

小林 博議員 地域では説明会も進められておるということでありまして、できるだけ遅れないように、あるいは期間を縮めても早く進めていってほしいと思います。

今、駅前に新しい道路ができますと、今まであった県道の駅から新町までの間を含めて、在来の道路のいかに狭いかということは、改めてもう思われるわけでありまして、したがって、もう駅前が袋小路のような感じになってしまうというふうな感もいたしますので、その面でぜひ効果のある今後の道路計画というのは、遅滞なく進めていってほしいというふうに思います。

次に、使いやすい駅前、親しみやすい福崎駅ということでなければならぬというふうに思うのでありますが、駅舎のバリアフリーということも強く言われております。

具体的に、いつまでに、どのような形でやっていくのかということをお聞かせいただきたいと思うのであります。できるならば、自由通路などをやって、そしてまさに裏、西側からも使いやすい駅になれば非常によいというふうには思うわけですが、とりあえずバリアフリーの計画について、お願いをしたいというふうに思います。

技 監 福崎駅構内のバリアフリー化につきましては、国の整備方針に合わせまして、平成31年度から2カ年の予定で実施するため、平成30年度に国土交通省及び県と協議予定であるということで、JR西日本の福知山支社からは聞いております。

具体的な計画につきましては、既設の跨線橋にエレベータを2基設置すること、それから、エレベータまでの上屋根の延長すること、それに附属する電力工事、それから、内方線ブロックを設置する事業であるというふうに聞いております。今後とも、JR西日本福知山支社と調整協議を進めながら、事業のほうを促進させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小林 博議員 今、福崎町民でも、溝口駅のほうが利用しやすいということで、溝口からタクシーで帰るといふような声もよく聞くわけでありまして、ぜひ福崎駅が親しまれる駅になってほしいというふうに思いますので、町としてもその取り組み方を求めておきたいと思っております。

次に、この駅前周辺整備に関して、整備区域と隣接する地域との関係であります。通路やら排水路など、住民生活との関係でそごが起るといふようなこと等もあっても困りますので、これらについては十分な配慮をお願いしたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

技 監 現在、駅周辺では、駅周辺整備工事のほか、駅東雨水幹線整備工事、それから、JR西日本による播但線直下における雨水管渠の整備工事等、複数の工事を実施しておるといふ状況になっております。そのため、議員もおっしゃられていましたように、隣接する地区と十分な調整を図りながら、通路や水路の切り回しの仮設工事をいろんな箇所で行っているという状況でございます。

今後につきましても、隣接地区と十分に調整を図りながら、工事進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

小林 博議員 次に、工事期間中の安全対策、当然のことであり、工事の期間ですから、一定程度周囲やら住民の皆さんにも辛抱していただかなきゃならぬという問題もあるわけですが、今までとその駅への進入路、あるいは周辺の通路が変わったり、あるいは夜間工事もやられたりしておりますので、事故が起こってはこれはもう困りますので、十分な安全な工事期間ということで、取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

技 監 現在、駅周辺整備事業につきましては、ご協力いただきました物件の移転、それから、先ほども申しましたが、駅東雨水幹線事業によりまして、車道や歩行者通路の変更が数回、複数回生じているという状況でございます。工事期間中の安全対策につきましては、特に小中学校、福崎高校に歩行者通路の変更計画につきまして、説明をいたしまして、理解を得るとともに、看板等を設置して、注意を喚起しているところでございます。

平成30年6月には、県道甘地福崎線の湯口踏切から、みなと銀行の今の店舗、新店舗までの区間につきまして、供用開始を予定しております。この供用開始は、できれば歩道の連続性も確保できまして、安全性の向上がさらに図れるものというふうに考えております。

今後とも関係機関との調整を図りながら、工事期間中の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

小林 博議員 ありがとうございます。いずれにしても、安全な工事で進んで、そうしてやってよかったなという周辺整備、駅前周辺整備になるように、期待をしていきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険の問題であります。これはもう何回となくこの場で、一般質問やら、あるいは予決算を通じて質問をさせていただきました。いよいよ県営化が始まります。心配されていた保険税の大幅な引き上げということが現実のものとなってまいりました。国保は低所得者が多く、その割合はさらに大きくなっていております。国民健康保険の制度発足時には、農業者とか、あるいは自営業者が中心というふうに言われていたものが、今では非正規雇用と、そうして無職の割合が非常に大きくなってきているという、そういうふうな構成となっていております。平均所得も毎年のように全国的にも下がりつつあります。福崎町では、年間所得100万円以下が約7割というふうな状況にまで入ってきておるものであります。

そういうふうな国保で、この値上げにつながるというのは、県営化されるということでの値上げというのは、これはもう被保険者にすれば納得のできない理不尽なものであります。したがって、この引き上げについては、やめるべきだというふうに思うのであります。政府もとりあえずこの国会での議論でも、都道府県営化によつての税の値上げは避けてほしいという、そういうふうな言わざるを得ない、あるいは、通達も出さざるを得ないというふうなことになってきておるわけでございます。したがって、福崎町においても、こうした立場を踏まえて、大幅な値上げ計画というのは撤回されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今回の国民健康保険の制度改正につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、これにおきまして、財政支援の拡充や都道府県への移行の実施について、定められておきまして、30年度から実施を迎える、議員おっしゃるとおりでございます。

都道府県単位での医療費総額、これを計算の基礎とするために、税率を低く抑えてきました本町においては、引き上げとなりまして、被保険者の皆様にとって、負担が大きくなる見込みとなつてございます。町としても、大変心苦しい立場ではございますが、急速な少子高齢化が進む中、将来の世代まで国民皆保険制度を堅持していくという目的のもとで、制度改正の趣旨についてご理解をいただくように、さらに努めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 私は改めてその値上げの中止を求めたいわけでありまして。新年度予算を見ますと、歳入の税収は平成29年度の最終補正予算に対して、1,840万円の増加であり、これは1世帯当たり7,500円ぐらい、1人当たり4,600円ほどになるのではと思うんですね。それを1世帯当たりで1万5,000円ほどの値上げ案というのは、どうも理解ができないということになるんですね。この予算書を見ながら、その整合性はどうなるのかなというふうに思ったりもするんです。県が標準保険料を示してきておるからといって、それを若干緩和

をしたというだけでは、これはちょっと不合理ではないかと思うんですが、この点についてはどうなんでしょうか。

健康福祉課長 やはり、新制度への移行ということもございまして、実際のところ、国も県も町もまだ制度の初年度の対応でございまして、手探りの状況というところもありまして、数字的に議員おっしゃる、ご指摘のような点もあるかもしれませんが、その点も踏まえて、新制度を迎えるということも含めまして、金額を算出しておるところでございまして。

小林 博議員 予算とは収支を合わせなきゃならんし、税率もそれに見合っ、いつもはじき、計算されるわけですが、予算では、税収は滞納繰越の処置の分も含めて、1,840万円の増ですね。で、それが、先ほど言いましたように、1世帯当たりになれば、7,500円、これは倍の1万5,000円引き上げの税率計算というのは、これはどう考えても納得がいけないんですね。この点をお聞きしておるわけですか。どうでしょうか。

そういう問題も含めて、5月には税率を決定するというときが来るわけですが、29年度分その国庫やらその他の歳入分、あるいは支出の分も含めて、その収支も出てくるとおもう。それらも含めて、全体として、もう一回これも計算し直して、予算書の必要以上の税の値上げはやらないということは、ぜひやってほしい、守ってほしいと思うんですね。これはちょっとむちゃくちゃだと思ふんですよ。この予算書とこの資料はね。むちゃくちゃだと思ふんです。

町 長 私も都道府県化に関するこの国民健康保険、通常であればこれら等は国保の保険料税が下がるといったような形で思っておりました。しかしながらそういったような状態は、結果的には半分ぐらいは下がっておるんですね。あとの半分ぐらいが上がっておるといったような形が見受けられるというところでありまして。

兵庫県における分野につきましては、それら等、保険給付費が増えるといったような形でこう見ておりました。とりわけ福崎町の場合は、制度的な移管分について、保全措置はあるとはいえ、そういったような形の中で求めなければならないという形になっておりました。

当然、今、質問議員が言われましたように、5月算定時における分野につきましては、これら等、税のあり方、また、一般会計からの繰り出し、それ財政調整基金等の繰り入れ、いったような形の分野をどのように見るのかと、これら等も制度的に見直さなければならないというように思っております。

新制度における分野につきましては、一般会計から繰り入れでやりくりする自治体等もやはりあるといったように聞いておりました。それら等を踏まえながら検討は加えていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 ぜひ、この点についての税率の検討はやり直してほしいというふうに思っております。

次に、子どもの医療費に係る減額調整の廃止ということがありました。いろんな議論の末ですが、今年度は未就学児の分ということが対象になったわけですね。これが、都道府県分も含めて68億円というふうに言われておりましたが、福崎町ではこれが幾らになったのか、そしてその新たな使い道はどのように考えられておるのか、私はね、私は国保会計にそれが浮いてくるわけですから、例えば、今、税の検討ですが、子育て支援ということもあり、均等割の、子どもの分の均等割の減免に回してはどうかというふうに思ふんです。全国的にもそういうふうに使っておるところもあるわけでありまして、これはいい案だなというふうに思っておりますので、福崎町でも検討してほしいというふうに思

っております。どうでしょうか。

町長 言われるとおりでありまして、これら等、国における分野につきましてはの分野、特定健診等も含めた形の中での子ども医療費等の調整であります。当然これら等を含まれた形の中でのところが出てまいるように思っております。これら等につきましても、今までの地方単独波及分のペナルティ一分、調整分がどのような推移になってくるのか、もう少し見きわめをしてみたいというように思っております。

当然、それら等についての対象外になる減免分については、当然出てくるものと思っております。それら等の取り扱いについては、額がある程度定まった段階における分野につきましては、対応していきたいというように思っております。

小林 博議員 課長さんこれは、この分の該当の金額は幾らになるということはわかりますか。

健康福祉課長 平成30年度予算で約160万円と試算しております。

小林 博議員 その使い道は考えておられるんですか。

健康福祉課長 国は他の少子化対策の拡充に当てることということで、各自治体に通知をしております。当町では平成29年度当初予算でもありましたように、子どもインフルエンザの予防接種費用助成事業、これに活用していきたいと考えております。

小林 博議員 いろんな利用方法があると思うんですけど、なるほど国はそういうふうなことも言っておるようです。国保税が都道府県営化になったときでもありますので、私はその均等割の減免に回すのも一案だなと思うんですね。これは目的内という、今までの目的とはまた違う趣旨ですから、これは十分検討の対象だと思いますので、それも今回の税率改定の中で検討の課題としてほしいというふうに思います。

次に、これは根源的な問題ですが、今後、ずっとこう国保が都道府県営化のもので町がやっていかなければならないということでもあります。しかしここで、基本はやっぱり大事にしておいてほしいと思うんです。国民健康保険法では、第1条で、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的というふうにしておりまして、国保はあくまで国民皆保険制度に基づく社会保障だという、それが基本だという、その認識がなきゃならないと思うんです。これを助け合い制度に変えていこうというふうに、ずっとこうなっていこうとするわけですが、私は、これは社会保障という原則をきちっと守り続けるという、そういう意識で運営するという、そういう答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 議員おっしゃりますとおり、憲法25条の規定のとおり、国民健康保険制度、これは社会保障制度の一環として実施されていると認識をしております。また、その基本につきましては、自己責任の原則によって経費の負担に必ずしも互助共済的な制度であり、このことから適正な、そして公平な保険税負担によること、これが大切ではないかというふうに考えております。

小林 博議員 最初にふれましたように、非常に低所得者層、あるいは所得ゼロを含んで、無職の人たちも非常に多くなっているという、そういう保険でありますから、基本は国でなきゃならないと思うんですが、やっぱり社会保障という色合いが、そういう役割がさらに大きくなっているということ認識してほしいというふうに思います。

それから、他の保険と比べて、保険税負担が非常に高いのではないかと思うのです。ですから、公務員の保険ですか、あるいは一般社保から、年がたって、国保に変わろうかいうときでも、やっぱりもとのままで、もとの保険に任

意加入で入れていただこうというふうな人たちもまだまだあるようであります。それは保険税が国保は高いということを示しておるということだと思ふんですね。その比較表などの提出を求めたいというふうに書いておったんですが、これはどうでしょうか。

健康福祉課長 常々議員がご指摘をいただいておりますように、国民健康保険につきましては、他保険に比べて被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いという状況でございます。また、財政基盤につきましても、所得水準が低いために、保険料の負担が大きいと、構造的な問題を抱えております。このために、国は制度創設以来の改正を現在行っておるというふうに認識をしております。おっしゃいます資料につきましては、厚生労働省ホームページをご覧くださいますと、資料で日本の医療保険制度についてということで、資料が出てございます。そちらをご参照いただければありがたいなというふうに思っております。

小林 博議員 いや、これですね、初めからこれ比較表を出してくれというふうに書いとんです。それをインターネットでこちらに調べよということであれば、わざわざ最初に書いてる意味がない。もう小林の言うことなんか適当にほっとけという、課長はそういうことですか。そういう態度として受けとめますが、よろしいですか。

健康福祉課長 それでは資料を出させていただきます。

小林 博議員 その資料も見て、広い立場で考えていくということが要ると思います。どの程度の差になっておるかはわかりますか。

健康福祉課長 保険料の負担率につきましてはですが、国民健康保険、こちらが9.9%、それから、協会健保、こちらが7.5%、それから、組合健保が5.7%、それから、後期高齢者医療制度、これが8.3%という負担率になってございます。

小林 博議員 資料を所得ごとに、あるいは構成ごとに見てみないと正確なことは言われなと思います。国保が他の保険に比べて高いということは、今の答弁からも明らかだというふうに思います。ぜひ、そんな面からも税率決定につきましては、値上げをしない方向で考えてほしいというふうに思います。

それから、国保税滞納者がますます増加するというおそれがあると指摘を全国的にされております。こういう中で徴収の強化、あるいは保険証の交付などはどのようになっていくのか。短期証や資格証明書などの交付が増やされていくのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

税務課長 確かに保険税、保険料の増高についての苦情や相談を受ける機会は増えると思っております。ただ、税や料の改正が原因で徴収率が大きく変わったというようなことはこれまでもありません。余り心配はしていないところでございます。

しかしながら、現状の保険料の納付だけで、精いっぱいだったという世帯もあるかと思えます。この税制改正によって、ついに滞納に陥ってしまうという世帯も中にはあるかもしれません。そういった中、徴収に当たっては、滞納者一人一人の生活実態を十分に把握した上で、資力がありながら滞納する方には差し押さえ、公売などの徹底した滞納処分を行います。一方、資力に余力がなく、仕方なく滞納に至った方には、分納の相談や滞納処分の執行停止を行うなど、これまでどおりのめりはりのある滞納整理を行っていきます。

滞納世帯には、4カ月の短期保険証を交付しています。また、納付意欲に著しく欠ける場合には、2カ月のさらに短い短期証を交付しています。

徴収率の向上という観点から言いますと、資格証明書を交付することは非常に有効な手段ではあると思っておりますが、福崎町では現時点では交付していません。

以上です。

小林 博議員 資格証明書は、これからも交付しない、避けるということで、臨んでほしいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

税 務 課 長 今般、県が保険者になるということで、この取り扱い、いろいろ各市町である中で、県下で統一すべきかどうかという議論もあったようですが、現在のところ全く結論には至ってないようです。福崎町としましては、今のところ、現状どおり資格証明書の交付はしないというところでいきたいと思います。

小林 博議員 これまでのこの問題の取り組み状況を見てみますと、基本的に県の言いなりで進んできたというふうに言わざるを得ないと思うんですが、やっぱり町の自主性というものが発揮されなきゃならんというふう思うんです。その面で、どのようにこれは発揮されるのか、あるいは発揮しようという姿勢なのかという点もお聞きをしておきたいと思います。税率の決定や一般会計からの繰り入れ、保険証交付は先ほどお聞きしましたね。それから、町の意見を県に届けるようなシステムはどのようになっておるのでしょうか。

健康福祉課長 まず、自主性のお話でございますが、国の行う制度改革によりまして、兵庫県も福崎町もその趣旨と定められた方法に沿って、施策を推進していく立場となっております。保険税一本化の方針を表明する県もある中で、兵庫県は各市町の被保険者数や所得、医療費等、定められた配分方法に基づいて、各市町の納付すべき額を算出するとともに、集めるのに必要となる税率を標準保険料率として町に示しております。

おっしゃいますように、実際の税の賦課徴収、こちらにつきましては町の役割でございますが、税率を設定する際には県の示す率をそのまま用いることはなく、実情に合わせて税率を設定していきたいと考えております。

それから、一般会計の法定外繰入の件ですが、こちらはやはり基本的には将来的に計画的、段階的に解消をしなければならないという形になっております。これは被保険者の影響も十分に考慮をしつつというところがございます。

それから、町の意見を県にというところでございますが、今後、国保の運営につきましては、県と各市町、これは今後も協議を繰り返し行う必要がありますために、市町の連絡協議会、あるいは部課長会議を通しまして、意見交換を続けてまいります。

また、県との懇談会あるいは要望会等においても、引き続き町の意見を述べていきたいと考えております。

議 長 質問途中でございますけれども、暫時休憩させていただきます。比較表の配付、配付ということで。

◇

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 46 分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

小林 博議員 ありがとうございます。こんなに早く出るもんなら、初めから配って、出していただいとったら助かったんですが。1人当たりの平均所得は低く、1人当たりの保険料負担率というのが非常に高いということが、これもう一目瞭然であります。ぜひ、これを参考にしつつ、私の質問の趣旨を生かした税率決定にしてほしいというふうに思います。

次に、公開と透明性の確保の問題であります。都道府県ということになりますと、非常に遠くなってしまいます。行政の公開性の確保ということは基本であり、国保の面についても、これは当然守られなければならないというふうに思

うんですね。県はこの国保の資料公開をどのような範囲、方法で行っておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 市町別の医療費あるいは保険税等の年度実績につきまして、これまで同様、兵庫県は各市町に公表し、情報提供を行います。また、県の国保運営協議会の内容につきましては、兵庫県のホームページで公開をされる予定となっております。それから、市町別の標準保険料率につきましても、3月末でございますが、県のホームページで公開される予定と聞いております。

小林 博議員 これまでの分につきましては、県のホームページにも市町ごとの医療費や保険税等々出ておりましたが、今後もそれが出されるのかどうかという点を心配しておるわけですね。前に後期高齢者の分をお願いをしたところ、2年前にはなかなか難しかったということもありますので、その面での透明性の確保という点については、ぜひ確保してほしいというふうに思っています。

以上、国保問題についてはまだまだ言いたいこともあるわけですが、私の質問の趣旨を踏まえて、税率決定始め、今後臨んでほしいというふうに思います。

次に、農業問題というふうをお願いをしております。長く続いた減反政策も終わることになりました。TTP問題もあり、こんな中で福崎町でもほ場整備がさらに進行中であります。また、新たに取り組みも計画をされておるようであります。これからの農業や農地あるいは関連施設の維持などに不安の声も聞かれます。農業の持つ多面的な役割からも、町の重要課題として、農業は農林業は総合計画でも位置づけられておるわけですが、具体的な取り組み状況について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

福崎町のこれからの農業政策について、稲作や麦や野菜等、あるいは農地の面積など、その柱と、何を柱にしてやっていくのかということ、あるいはそれらの目標、面積とか、あるいは金額とか、携わる人たち等々あると思いますが、そういう数値目標は持つておられるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

農林振興課長 平成29年度の水田約750ヘクタールのうち、水稻作付面積は342ヘクタールでした。麦につきましては105ヘクタールで、野菜類は85ヘクタールです。そのほか畑は92ヘクタールで、農地の合計は約842ヘクタールとなっております。生産の柱は、やはり水稻となります。平成30年の水稻耕作予定面積は346ヘクタールとなっております。目標は農業を継続することによりまして、地域の環境を守るということふうに考えております。

農地面積の目標については、農地を増加させることを目標とはしておりません。国では、農地中間管理事業において、平成35年に担い手への農地集積を現在の5割から8割に拡大するという目標を向けて推進しており、兵庫県においても、平成26年度30%を、平成37年度に66%にするという目標があります。福崎町では、平成26年度から着手しまして、集積率は現在21%となっております。さらに推進する必要があります。

その他農地面積に関する目標としましては、耕作放棄地面積を平成30年度に5ヘクタール以下にするという目標があります。平成29年度は、平成28年度から0.8ヘクタール減って、6.4ヘクタールとなりました。また、平成32年度に水稻作付面積を394ヘクタールとするよう、3年以上の不作付地について解消を図ると補助金を支給することとし、平成30年度から推進します。

また、福崎町の圃場整備率については、現在59%で、県平均の78%を目標に目指しております。

以上です。

小林 博議員 一定の目標があるということであり、集積率を国のほうでももう8割まで持っていこうというふうなことのようではありますが、しかし、減反政策が廃止をされまして、これに伴って713億円が配られていた分が廃止ということになりました。それだけ分が廃止になりますと、大型農家やら、あるいは営農組織等にそれだけ打撃がより大きいというふうに思うんですね。それらが次に新たな保険というふうなことになるようであり、この保険にしても、青色申告というふうなことが前提となるようであり、そんな面で対象になるのは、全国的にも現在の農家の2割ぐらいというふうにも言われております。

そういう面で、今後このようにほ場整備もやり、さまざまなことをやって、営農組織や担い手などの今後の経営はどう成り立たせていくのか、兼業農家の将来はどうなっていくのか、これらが非常に心配をしておるところではありますが、福崎町でもほ場整備等大々的に推進をしておりますので、その経営見直しを持っておられると思うのですが、それについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

農林振興課長 人・農地プランを推進しまして、自分たちで、自分たちの地域を、農業を守るために、地域の農業の将来、5年後、10年後を話し合っただき、将来の不安や心配ごとを解消するには、自分たちはどうあるべきか、どう行動すべきか、何を目指すべきか、地域の農業だけではなく、生活や環境面にも配慮した計画づくりを進めていきます。集落の皆さんの話し合いによりまして、担い手に農地中間管理事業を使って、できるだけ農地の集積を図り、経営所得安定対策の交付金を獲得するとともに、スケールメリットを生かした効率的な農業経営を行っていただく。農地や水路の管理、あぜの草刈りなどは、農地多面的機能支払交付金によりまして、集落の共同作業として行うよう推進してまいります。また、兼業農家につきましては、ある意味安定的な強い農家とも言えますけれども、農業機械の故障や病気などがきっかけとなりまして、農業を廃止する方も今後増えてくるものと思われ、これにつきましても、人・農地プランの作成過程によりまして、集落の皆様で寄与していただくことが大切であると考えております。

議長 質問の途中でございますけれども、暫時休憩をとりたいと思っております。再開は13時とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

◇

議長 それでは、再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

小林 博議員 農業経営を続けていくというのは大変なことだというふうに思います。政府の農業に関する施策がどんどんと変わっていきますだけになおさらであります。

そこで、福崎町がどういう農業でやっていこうという、そういうふうな魅力ある、そういう方策を福崎町として、どう持てるかという、そういう努力はどうなんでしょうか。もち麦等の栽培等は一つ特色はあるといえ、ありますけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

農林振興課長 やはり、集落営農、それから、認定農業者等大規模農家が主体になって担い手になっているというふうに考えております。あとその残った農地については、生きがい農業であるとか、兼業農家が担っていくということになると考えてお

ります。

小林 博議員 その経営見通しをどう立てるかということについては、大変だと思いますが、それについても、ぜひ努力方を求めたいというふうに思います。

農業施設の維持、水路とか井堰とかため池、その他たくさんの農業施設がありますが、それらの維持も今後大変になってくるというふうに思います。どのような見込みを立てておられるでしょうか。

農林振興課長 農業施設の維持管理につきましては、多面的機能支払の農地維持支払いを受けている集落におきましては、地域資源保全管理構想を平成30年度中に作成しなければならないということになっておりまして、その管理構想に基づいて、できる限り国や県の補助金を活用した事業において整備し、そのほか多面的支払機能の施設の長寿命化、それから、町単独土地改良事業を利用していただきたいと考えております。

また、ため池につきましては、平成30年に0.5ヘクタール以上の受益面積のため池96カ所を一斉点検する予定となっております。その結果次第によりまして、それぞれ保全計画の作成とか、改修計画とか集落のため池の管理者と一緒に考えていくというふうに思っております。

小林 博議員 そういことができるところはまだいいほうで、高齢化とか過疎化とか、耕作放棄が増えていくというふうな、さまざまなことから、こういう農業施設の維持管理が困難になるという、そういうところも出てくるのではないかとこのように心配をいたします。災害防止とか自然保護とか、さまざまな面からの多面的な役割ということを考えますと、農業の経営者やら、あるいはその従事しておる人たちだけに任せるといっても、これは困難になるのではないかと思うんですね。その面、何とかそれを行政で主導で、困難なところの維持管理というふうな方策はないのでしょうか。

農林振興課長 例えば、集落内に担い手がいない、見出すことができないというような集落もございまして、そういった集落からの要望を受けまして、農地中間管理事業の中で、福崎町以外の担い手等の紹介もさせていただいたりとかはしているんですけども、なかなかその企業者と集落の思いがうまく合わなくて、合意には至っていないというようなこともあります。

小林 博議員 そうい農業経営をやらないと対象にならないというふうなことだけではなしに、防災面とか、さまざまな面から考えられてもよいのではないかとこのように思います。これはそういう感想的意見にとどめておきます。

次に、鳥獣被害対策と書いておりますが、これは予算委員会するときにも若干議論をさせていただきました。全国的の鳥獣被害ということが非常に問題になっておるようであります。国のほうでも、これらに対する予算も組まれてきておるわけですが、これらを活用して、やっ払いこうというふうな、そんな事業はあるのでしょうか。

農林振興課長 鳥獣被害対策としましては、まず、野生動物にとってよいえさ場でなくすことが大切であります。具体的には収穫物の残り物を取り除くことが挙げられます。次に、柵で囲むことであります。野生動物を寄せつけない、侵入できなくすること、その次に、居心地を悪くすることで、見通しをよくして、潜み場所をなくすること等が挙げられます。野生動物育成林整備事業がこれに当たると考えております。次に、追い払うこと、痛みや恐怖を与えて、危険な場所と認識させることがあります。最後に、捕獲することで、大切なのは獣害被害でこの五つの基本対策を地域の状況に応じて組み合わせることによって効果が出るというふうに考えております。

そのために、農林振興課には、被害対策用のパンフレットを備えつけておりますし、また、営農組合に対しても、狩猟免許の取得の補助等の案内等も行ってあります。平成29年度は、大型わなを5基購入しまして、全体で20基としました。防護柵についても、三つの集落で約2,100メートルの設置の補助を行っております。農業委員、農会長、認定農業者、集落営農組織を対象としまして、農業施策研修会で兵庫県の森林動物センター研究員による講演も実施しております。

今後も被害の多発する時期を見計らって、被害の防止や減少対策について、広報等に記載する予定であります。目標としましては、平成26年度のシカの被害、20万8,000円、4.32ヘクタールを、平成30年度は15万円の3ヘクタール、イノシシ26年度252万1,000円、5.26ヘクタールを180万円、3.7ヘクタールとしております。約3割減を目指しております。実施の方法につきましては、先ほど申し上げたように、地域ぐるみの取り組みが大切と考えております。

鳥獣被害対策について、周知を、広報などを通じて行って、要請があれば集落説明会へも出向いていきたいと考えております。加えて、猟友会と集落の連携も推進していきます。また、県民緑税を利用した野生動物育成林整備事業の要望も行っていくとともに、既にそういった事業で整備された場所につきましては、適正な森林や防護柵の管理を集落にお願いしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 国のほうでも力を入れておると、らしいということを指摘もいたしましたけれど、平成29年度の補正予算でも13億円ほどが組まれておるようであります。こうした事業も活用をしながら、さらに効率的な対策をとってほしいというふうに思います。

猟友会等をお願いする分につきましても、猟友会の意向もよく尊重をしながら進めてほしいというふうに思います。これは予算委員会ของときにも言いましたので、繰り返し追求するのは避けませんが、そのように求めておきたいと思えます。

次に、交通安全対策ということで挙げております。交通安全対策というとたくさん事業があるのですが、このところカーブミラーというものに興味を持っておるところであります。町全体の数と現況を改めてお聞きをしたいと思いますし、今後の整備計画についても、くもりにくいミラーの思い切った増設というふうな、質を向上させるという方向にも大きく踏み出したほうがよいのではないかと思うんですね。

前回の一般質問では、できるところからというふうな、そんな答弁でしたが、これはもう目標を持って、かなり精力的にくもりにくいカーブミラーの配置ということをやってはどうかと思うんですね。そういう意味でよろしく願いいたします。

住民生活課長 カーブミラーの基数と状況につきましては、予算特別委員会でも報告させていただきましたとおり、基数につきましては、全825基でございます。あと、修繕を要するというようなものにつきましては、90基ほどございますが、これらについては危険度が高くて倒れるというようなものはございませんが、危険度の高いものから修繕を行っていきたいというふうには考えております。

それから、凍結防止のカーブミラーにつきましては、1基当たり通常のミラーの倍程度の経費が必要となっておりますので、議員からの要望ではございますが、思い切った増設とはいきませんが、幹線道路との交差点については、設置

について考慮していきたいというふうには考えております。

小林 博議員 その数を思い切って計画的に増やしてはどうかということを指摘しておるわけですね。交通安全対策については、財源的にも反則金の見返りもあるようで、昔からそのように聞いておりますので、あるはずでありますし、特にその面で努力方を求めたいと、そのように思います。非常に効果があって、喜ばれます。ですから、本当に町当局担当の方も町長さんも喜ばれますよ、これは、やられると。

町 長 もう質問議員さんもお承知のように、昔こういったような形の中で、くもりにくいカーブミラーといったような形で質問議員さんの近くにもこういったようなものを設置させていただきました。しかし、それら等の効果がずっと続いているかといえば、なかなかそうはいかなかった。しかし、現状におけます分野につきましては、これら等改良を加えられて、一定の期間、効果が上がるような形で設置ができればというように思っております。

ただ、残念なことに、福崎町には財源の限りがございます、いろんなご要望を今議会もいただきました。当初予算を含めた形の中でいただいておりますけれども、それら等に全部応えたいというのが町長の立場でありますけれども、それら等応えるわけにはいかないというところも非常にジレンマを感じるところであります。

そういったような形の中で、通学路対策等々につきましては、当然、児童生徒の安全といったような形の中、また、付近住民の皆様方の安全といったような形の中での必要性、それら等を鑑みながら、これら等について、計上していきたいと、検討を加えていきたいというように思います。

小林 博議員 おっしゃることは町長の立場でならわかりますが、私たちはまた私たちの立場ですので、要望するということになります。ぜひ、その面で努力方をお願いしたいというふうに思います。

あと、危険箇所対策ということで、ガードレールやらグリーンベルトやら道路維持補修の関係、重点的にお願いしたいというふうに思っております。1・2級の幹線町道でも、非常に狭隘で危ないところがあるところがあります。それらについても要望も聞いたり見たりするわけなんですけれど、ぜひこれらについても配慮方をお願いをしたいというふうに思うんですが、まちづくり課ですか、これはどのような対応でやられておるのでしょうか。

まちづくり課長 1・2級町道でございますけれども、全面的な舗装の打ち替えとなりますと非常に経費がかかります。町道におきまして、25年度に舗装の傷みぐあいを点検いたします道路ストック調査を行いました。例えば、播但道の側道であります中島八幡線などは舗装の傷みが非常にひどく、国庫補助を活用いたしまして舗装の打ち替えを計画しておりますが、思うように採択がされておらず、補助金待ちという状況でございます。部分的に危険なところにつきましては、緊急対応をさせていただいているところです。

小林 博議員 通学道路に指定をされておって、しかも2級町道で危険なところなどもあるんですね。ですから、これらはぜひ対応を求めたいと思うんです。ガードレールなどの設置基準もだんだんと難しくなって、お金もかかるようになるというふうなこともお聞きをいたしますけれど、といてやらないわけにはいきませんので、お願いをしたいというふうに思います。

通学路整備ということについても書いております。福崎町はかつて通学道路の整備を重点的に進めてきた経過があります。改めて充実をさせる施策の展開を求めたいというふうに思うんです。町の他の事業で関連するところは、町の予

算で整備されるけれども、町の他の事業が、大きな事業がないところでは、もう通学道路の基本的な整備もなかなかやってもらえないということになってしまっておるように思います。

そんな面で、通学道路の整備をきちっとこうやっていくということで、お願いをしたいというふうに思うんです。私どもの身近で言えば、国道、県道が狭隘で、歩くのに困難だと、そうなると、裏道を通らざるを得ないと、そういうところはどんなふうに整備をするかという、やっぱり通学路として指定をせざるを得ないし、そういうところの指定もいうことになってまいります。地元負担が伴うと、なかなかできないということで放置をされるということになりますので、そういう面も含めてお願いをしたいというふうに思うんです。

国のほうでも、特に通学道路については、事故状況からも重点的に力を入れるようになってきております。学校等の防災拠点機能強化と通学路等の安全対策ということで、相当な額の国費も新年度組んでおるようであります。これらも活用をしながら進めていくという、そういう取り組みが要るのではないかと思うんですが、そういう計画はありませんか。もう町の単費だけでやろうという、そういう細かなことだけじゃなしに、国の制度にも載せていこうという、そういう計画はないんでしょうか。

住民生活課長 毎年度各小中学校から通学路の改善要望をいただきまして、通学路安全推進協議会におきまして、情報共有、それから対策の改善に向けた協議を行っているところではございます。用地買収を伴うような整備につきましては、早急には困難ですけれども、ハード整備については、現地の状況を見ながら対応しているところではございます。今のところ、国の補助金をいただいてというふうなところまでは、もし、いいメニューがありましたらということではございますけれども、今のところ単費での整備ということにとどまっているところではございます。

小林 博議員 研究をすれば、学校を中心にしてどのように安全対策をやっていくかということになれば、先ほど言いましたカーブミラーも、あるいはガードレールも、通学道路の整備も、重点的に補助の制度があるようですから、それらも検討をしいってほしいなというふうに思います。ぜひ、そういう点は、教育委員会も含めて、力を入れていただきたいなというふうに思っております。最後に、教育施設整備ということで書いておりますが、特によく町民の方から苦情を聞きました。特にスポーツ公園については、この冬よく苦情を聞いたわけで、予算委員会でも反映がされておりました。

スポーツ公園全体を見ますと、周りの環境とか、樹木、草、あるいはトイレ等の維持管理その他施設の問題等いろいろと苦情も聞いていたわけですが、このところ熱心にやっていただいております。その努力を認めざるを得ないところではございます。ご苦労さまでございます。引き続き、そうしたことの整備に力を入れてほしいと、日常管理にも力を入れてほしいと思います。特にスポーツ公園とか、町民グラウンドについては、グラウンドの土のかさ上げ等も必要な時期に来ておるのかなというふうに思いますが、それらについての認識はどのようになっておるのでしょうか。

社会教育課長 スポーツ公園のグラウンドにつきましては、先ほど議員さんにお褒めいただきましたが、できることはもう周囲の排水溝の泥あげですとか、会所の泥あげとかは早急に実施させていただいております。

あと、大雨によりまして、水はけが悪くなったという指摘もよくございましたが、ちょっと浸透排水については、土の中のことでありますので、確かめる手だてが

ございません。数字で見る限り、気象庁のデータでございますが、今年の2月の気温は例年になく低く、最低気温が零度以下の日がほとんどでありました。土のグラウンドの特性上仕方がない部分であるにご理解いただきたいと思います。

これから気温が上がりますので、また、グラウンドの乾き具合等、今後とも注視してまいります。

小林 博議員 かさ上げとは。

社会教育課長 そのグラウンドの乾き具合、悪いようであれば、真砂土を追加するなりの方法も検討させていただきたいと思えます。

小林 博議員 町民グラウンドというほうも言いましたので、辻川山の第1グラウンド等も含めて、考えられるべきだろうというふうに思っているところです。そういう認識はあるのでしょうか。

社会教育課長 第1グラウンドにつきましては、土の下の小石がもう表面に出てきている状態でございます。三つあるグラウンドの中では一番状況が悪いと認識しております。最優先で取り組みたいと考えておまして、30年度はスポーツくじ助成金の申請を行っておりまして、そちらが採択され、財源の裏づけがされれば、町予算をいただきまして、改修工事ができればと考えております。

小林 博議員 いずれにしても、多くの町民の方々がそれぞれ使われております。辛抱するところは辛抱したり、あるいは利用者が掃除やらならしたり、いろんな努力もしながらやっていただいております。基本的には町がやらなければならない部分は、滞りなくやっていけるようお願いをしたいというふうに思っています。日常的な各施設の確認と、そうして管理状況も常に努力をしてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、五つの点について質問をさせていただきました。新しい予算が組まれたところであり、新年度に入るわけでございますが、それぞれ町民の要望も聞きながら、努力をしてほしいと、執行の努力をしてほしいと思えます。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、3月26日(月)午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後1時24分